

IV 調査結果の分析

障害者の人権をめぐる近畿大学学生の意識に関する分析

近畿大学人権問題研究所 教授 熊本理抄

1. はじめに

本稿は、障害者の人権に関する近畿大学学生の意識を把握し、本学の人権教育や学内における障害学生支援の効果的な推進に活かすことを目的に、2019年7月に人権問題研究所が実施した「2019年度近畿大学学生人権意識調査（障害者問題編）」結果の分析である。

2013年に成立、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、学校法人に対して、不当な差別的取扱いの禁止義務、合理的配慮の努力義務を規定している。法的観点からも、障害者の権利保障や障害者差別解消に関する学生の認識を把握することは、本学における重要な課題である。

本稿の目的は第1に、2013年度に実施した「2013年度近畿大学学生人権意識調査（障害者問題編）」と比較し実態と意識の変化を確認する。第2に、障害者問題に関する学習経験及びその内容、知識、障害のある人々との関係性にかかわる設問への回答結果から学生の実態を把握する。第3に、差別の実態認識、共生意識、社会モデル意識、合理的配慮の理解にかかわる設問への回答結果から学生の現実認識と意識を検証する。第4に、居住忌避を把握する設問への回答結果及び大学における障害学生の支援として回答者本人ができることを尋ねる設問への回答結果をもとに、具体的な態度及び行動につながる意識について考察する。

2. 2013年度と2019年度の調査結果の比較

2.1 学習経験、知識、当事者性・関係性について

図1はこれまでの学習経験について、図2はその学習内容について、複数回答形式で回答を求める設問の結果を2013年度（学習経験は問1、学習内容は問1・付問1）と2019年度（学習経験は問1、学習内容は問1・付問1）で比較し示したものである。

学習経験は、高校での学習経験が5.3ポイント増加しているが、その他の項目において大きな変化はこの6年間で認められない。

学習した内容は、2013年度調査において無回答が15%にのぼるため単純な比較は難しいが、すべての項目において2019年度調査の割合が上昇している。「障害のある人の人権に関する条約や法律」は2019年度に新たに設けられた項目のため比較から除外する。それ以外の項目で5ポイント以上の上昇を示した項目は、「障害のある人に対する差別について」（+7.8ポイント）、「『障害のある人を助けましょう』という内容」（+6.4ポイント）、「車いす・アイマスクなどの体験学習」（+6.3ポイント）、「障害のある人との交流学習」（+5.1ポイント）である。

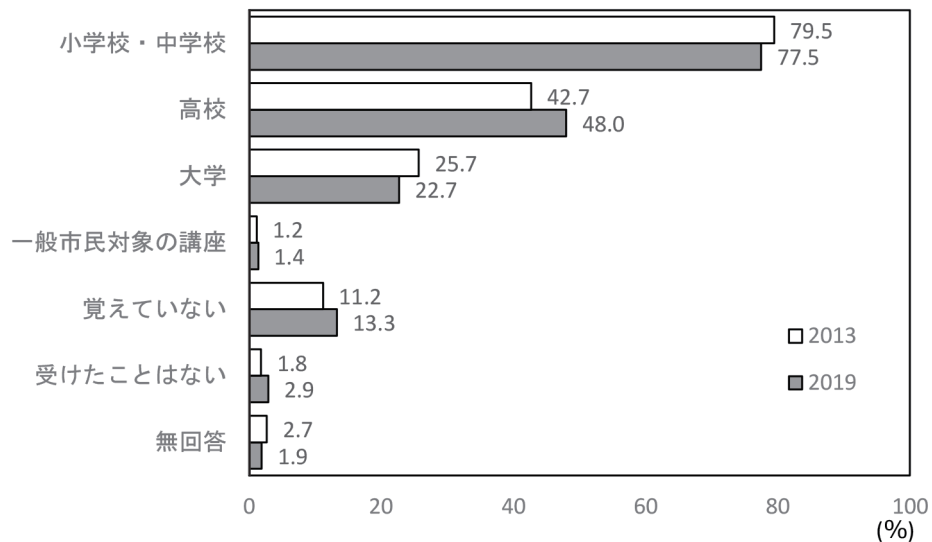


図 1 障害者問題に関する学習経験の比較

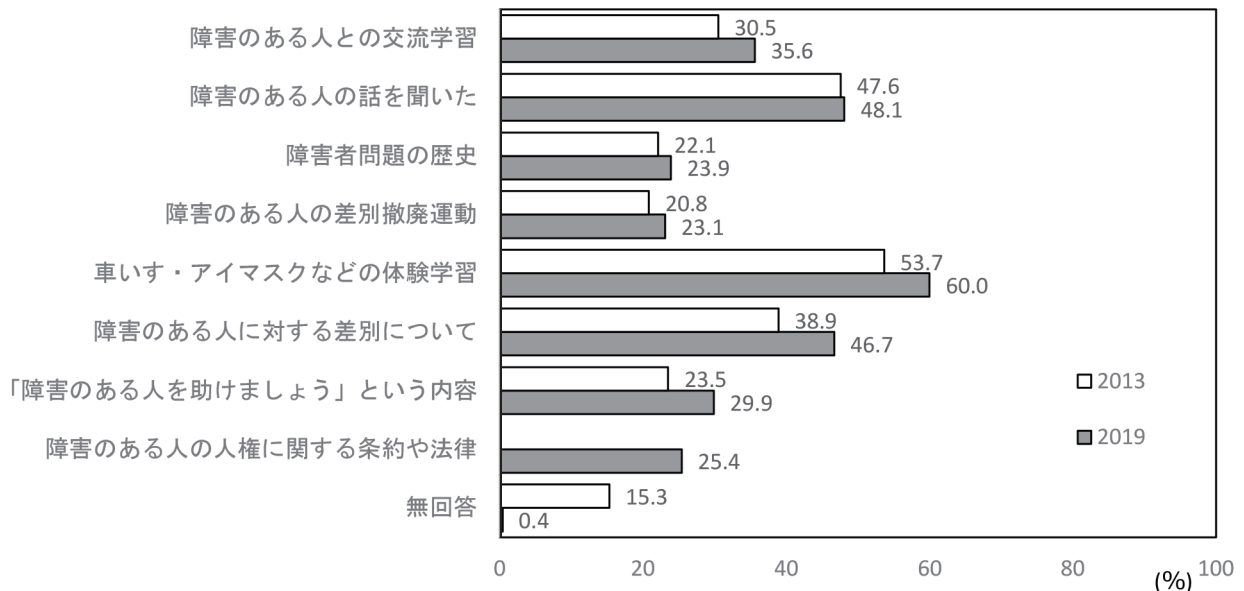


図 2 障害者問題に関する学習内容の比較

図 3 は、障害のある人々に関連する言葉のうち、内容について知っているものを複数回答形式で回答を求める設問の結果を 2013 年度（問 8）と 2019 年度（問 7）で比較し示したものである。5 ポイント以上の上昇を示した項目は、「障害者の法定雇用率」（+14.5 ポイント）、「ノーマライゼーション」（+9.5 ポイント）、「障害者差別解消法」（+8.2 ポイント）、「合理的配慮」（+7.1 ポイント）である。

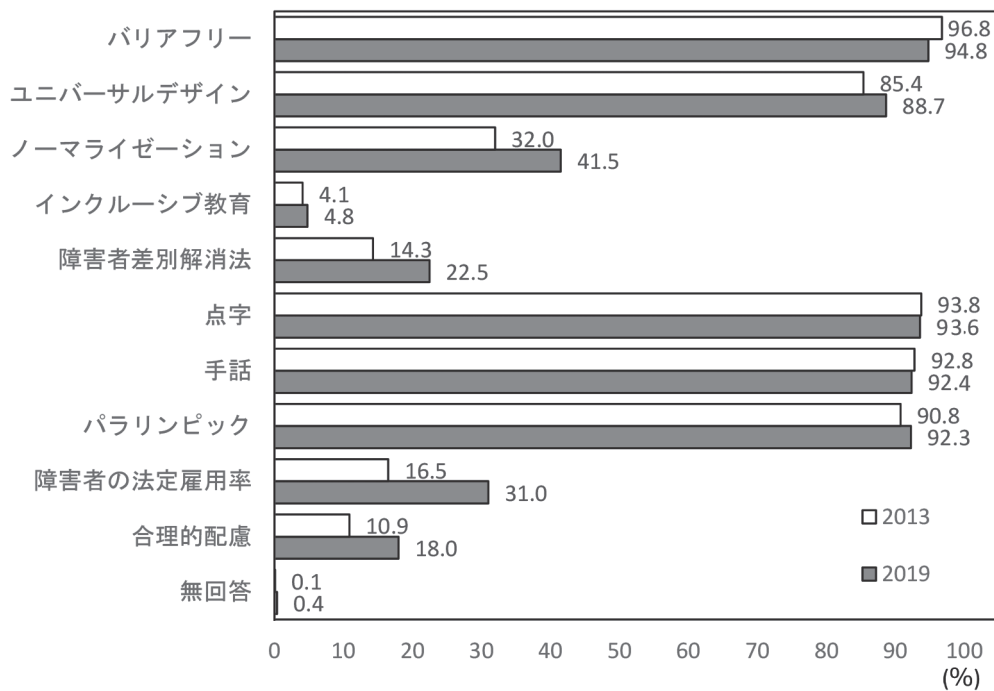


図3 障害のある人々に関連する知識の比較

図4は、自分自身も含め身近に障害のある人がいるかどうかについて複数回答形式で回答を求める設問の結果を2013年度（問6）と2019年度（問6）で比較し示したものである。5ポイント以上の変化を示した項目は認められない。

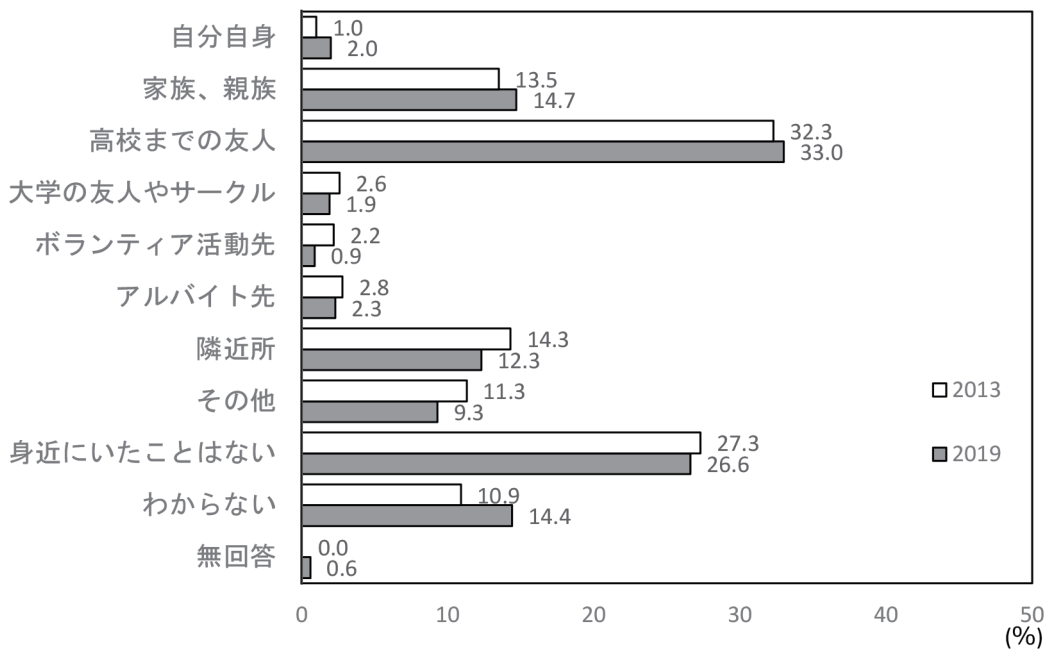


図4 障害のある人々との関係性の比較

2016年の障害者差別解消法施行が学校教育に及ぼす影響を判断するにはさらなる経年変化が必要だが、高校での学習経験の上昇、障害のある人に対する差別に関する学習経験の上昇はその可能性を示唆するものである。一方、大学での学習経験に上昇が認められないことは、本学の人権教

育の課題である。

知識を問う設問では、障害者の法定雇用率、障害者差別解消法、合理的配慮といった項目に上昇が認められることから、法施行の影響を推察することは可能であるが、しかしいずれの項目も認知率は2割から3割にとどまる。障害のある人に対する差別について学習する際には、障害者差別解消法が禁止する差別の一形態である「合理的配慮の不提供」に関する学習は不可欠であり今後の進展が望まれる。またインクルーシブ教育に関する認知率が1割にも満たず項目中最も認知度が低いという結果を示した。学校教育におけるインクルーシブ教育のあり方、人権教育におけるインクルーシブ教育の位置づけへの課題を示していると言える。

学習経験や知識にかかわる項目で前回調査からの上昇が認められる一方、身近に障害者がいるかどうかを把握する設問への回答結果は、学習経験や知識の上昇が当事者との具体的な出会いや関係性につながっていないことを示す。インクルーシブ教育の具体的な課題と言えるだろう。

2.2 共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解について

表1は、共生意識について5件法で回答を求める設問群の結果を2013年度（問2）と2019年度（問2）で比較し示したものである。2013年度と2019年度で設問の語句が異なるため単純比較には注意を要するが概ね同様の意味と判断し比較を行う。共生意識を把握する6つの項目（2013年度は5つの項目）についてそれぞれ、「そう思う」5点、「どちらかと言えばそう思う」4点、「どちらとも言えない」3点、「どちらかと言えばそう思わない」2点、「そう思わない」1点、無回答は欠損値扱いとして合計した得点から平均値を示している。

障害のある人とない人が、地域で共に生活すること、同じクラスで学ぶこと、同じ職場で働くために企業は必要とされる配慮や工夫を行うこと、これら3つの考えを肯定する意識は高くなっている。また「障害のある人の雇用が進まなくても仕方がない」という考えを肯定する意識は低くなっている。一方、「障害のある子どもは専門的な教育を行う特別支援学校で学ぶほうがよい」という考えに賛同する意識は高くなっている。

表1 共生意識に関する設問の回答結果の比較

	2013年度		2019年度	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
障害のある人が地域で、障害のない人とともに生活するのはあたりまえである	4.49	0.77	4.57	0.77
障害のある子とない子が同じクラスで学ぶほうがよい	3.44	1.05	3.46	1.07
企業は利潤が第一、障害のある人の雇用が進まなくても仕方がない	3.06	1.08	2.67	1.13
障害のある子どもは専門的な教育を行う特別支援学校で学ぶほうがよい	3.16	0.91	3.40	0.90
障害のある人とない人が同じ職場で働くために必要とされる配慮や工夫を行うよう、企業に求められるのはあたりまえである	4.06	0.91	4.13	0.91
障害があるという理由で、賃貸住宅への入居を断られるのは仕方がない			1.84	1.01

表2は、社会モデル意識について5件法で回答を求める設問群の結果を2013年度（問3）と2019年度（問3）で比較し示したものである。社会モデル意識を把握する4つの項目についてそれぞれ、「そう思う」5点、「どちらかと言えばそう思う」4点、「どちらとも言えない」3点、

「どちらかと言えばそう思わない」2点、「そう思わない」1点、無回答は欠損値扱いとして合計した得点から平均値を示している。

障害のある人の社会参加を阻害する原因を「本人の障害」とする考えに賛同する意識は低下し、「障害を軽減するための治療や訓練に励むべき」、社会参加しにくいのは「ある程度は仕方がない」という考えに賛同する意識も低下している。障害のある人の社会参加を阻害する原因を「車いすでは不便な交通機関などバリアの多い環境」や「市民の間にある障害のある人への誤解や偏見」に見出す考えに賛同する意識の割合は上昇している。

表2 社会モデル意識に関する設問の回答結果の比較

	2013年度		2019年度	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、障害を軽減するための治療や訓練に励むべきだ	4.06	0.91	2.64	1.14
障害のある人が社会参加しにくいのは、車いすでは不便な交通機関など、バリアの多い環境に原因がある	2.76	1.11	3.82	0.98
障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、ある程度は仕方がない	3.78	0.96	2.51	1.16
障害のある人が社会参加しにくいのは、市民の間に障害のある人への誤解や偏見があることに原因がある	2.65	1.13	4.02	0.90

全体的に共生意識を肯定する方向に変化しているが、障害のある子どもが特別支援学校で学ぶことを支持する意識は高くなっている。また、障害のある人の社会参加を阻害する原因を本人の障害にあるとして社会参加が阻まれている現状を肯定し、その現状を克服するために本人に治療や訓練を求める医学モデルの考えに賛同する意識は低下している。一方、障害のある人の社会参加を阻害する原因を社会環境や市民の誤解と偏見にあるとする社会モデルの考えに賛同する意識は上昇している。

共生意識を肯定する意識が高まる一方で分離教育を支持する意識も高まっている。その要因についてさらなる検討を要する。また次回の調査では社会モデル意識を問う設問群に、教育現場における医学モデルと社会モデルの障害観を問う設問を盛り込む必要がある。

3. 2019年度の調査結果について

3.1 学習経験、知識、当事者性・関係性について

前述のように高校での学習経験が前回調査からの6年間で上昇していることが分かったため、2019年度調査（問1・付問1）の回答結果から小学校・中学校、高校、大学別の学習内容を比較したものが表3である。「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人に対する差別について」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」を高校で学習した割合は小学校・中学校で経験した割合より各項目において5ポイント以上高くなっているが、その割合はそれぞれの項目で大学での学習経験がさらに5ポイント以上上回っている。「障害のある人の人権に関する条約や法律」を大学で学習したという回答割合は高校のそれより17.4ポイントも高い。大学での学習経験より小学校・中学校、高校での学習経験の割合が高い項目は、「障害のある人との交流学习」、「障害のある人の話を聞いた」、「車いす・アイマスクなどの体験学習」である。

表 3 小学校・中学校、高校、大学における学習内容の比較

	学習内容									
	障害のある人との交流学習	障害のある人の話を聞いた	障害者問題の歴史	障害のある人の差別撤廃運動	車いす・アイマスクなどの体験学習	障害のある人について	障害のある人に対する差別について	「障害のある人を助けましょう」という内容	障害のある人に関する条約や法律	無回答
学習経験 小学校・中学校	37.1%	49.6%	24.0%	22.9%	62.6%	47.0%	31.0%	24.6%	0.5%	1252
高校	36.7%	53.6%	32.2%	30.9%	64.2%	55.0%	34.0%	33.0%	0.3%	776
大学	34.3%	47.4%	38.4%	36.2%	58.3%	64.3%	34.1%	50.4%	0.3%	367
一般市民対象講座	65.2%	60.9%	47.8%	34.8%	65.2%	60.9%	30.4%	43.5%	0.0%	23
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
合計	35.6%	48.1%	23.9%	23.1%	60.0%	46.7%	29.9%	25.4%	0.4%	1336

表 4 は、学習内容相互の相関を示し 0.2 以上の相関係数に網かけをしている。「障害のある人との交流学習」と「障害のある人の話を聞いた」の間に正の相関がある。また「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別について」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」の間にも正の相関がある。さらに「『障害のある人を助けましょう』という内容」と「障害のある人の人権に関する条約や法律」の間に正の相関がある。「車いす・アイマスクなどの体験学習」はいずれの学習内容との相関も認められない。

表 4 学習内容の相関

	障害のある人との交流学習	障害のある人の話を聞いた	障害者問題の歴史	障害のある人の差別撤廃運動	車いす・アイマスクなどの体験学習	障害のある人に対する差別について	「障害のある人を助けましょう」という内容	障害のある人に関する条約や法律
障害のある人の話を聞いた	.304**							
障害者問題の歴史	0.011	0.046						
障害のある人の差別撤廃運動	-0.001	0.014	.321**					
車いす・アイマスクなどの体験学習	.115**	.069*	0.054	0.011				
障害のある人に対する差別について	-.084**	-.106**	.238**	.275**	0.007			
「障害のある人を助けましょう」という内容	.087**	.074**	0.051	.141**	.076**	.134**		
障害のある人に関する条約や法律	0.014	-0.023	.249**	.311**	0.003	.311**	.208**	

**p < 0.01 *p < 0.05

表 5 は、学習経験（問 1）及び当事者性・関係性（問 6）と学習内容（問 1・付問 1）の関連を示したものである。「学習経験」変数については、学習経験を尋ねる 4 つの項目について該当すれば各 1 点、該当しなければ各 0 点と得点化した。学習内容を尋ねる問 1・付問 1 は、問 1 で「小学校や中学校で受けた」「高校で受けた」「大学で受けた」「一般市民対象の講座などで受けた」のいずれかを選択した回答者にのみ尋ねている。無回答は欠損値扱いとしている。全項目の合計得点

を 2 等分し、低群・高群とカテゴリー化した変数を用いる。「当事者性・関係性」変数については、自分自身も含めて身近に障害のある人が存在するかどうかを尋ねる 8 つの項目について該当すれば各 1 点、該当しなければ各 0 点と得点化した。「身近にいたことはない」「わからない」は各 0 点とした。無回答は欠損値扱いとしている。全項目の合計得点を 2 等分し、「なし」「あり」とカテゴリー化した変数を用いる。

学習経験が多いほど、障害のある人が身近に存在するほど、学習内容すべての項目について学習したと回答する割合が高くなっている。学習経験の低群と高群の間で差が大きいものを順にみると、「障害のある人に対する差別について」(+24.3 ポイント)、「障害のある人の人権に関する条約や法律」(+21.3 ポイント)、「障害者問題の歴史」(+20.9 ポイント)、「障害のある人の差別撤廃運動」(+18.1 ポイント)といった項目において、学習経験が多いほど高い割合を示している。一方、障害のある人が身近に存在する回答者とそうではない回答者の間で差が大きい項目は、「車いす・アイマスクなどの体験学習」(+11.8 ポイント)と「『障害のある人を助けましょう』という内容」(+11.5 ポイント)といった項目において、障害のある人が身近に存在するほど高い割合を示している。

表 5 学習経験及び当事者性・関係性と学習内容の関連性

		学習内容									合計 (n)
		障害のある人との交流学習	障害のある人の話を聞いた	障害者問題の歴史	障害のある人の差別撤廃運動	車いす・アイマスクなどの体験学習	障害のある人に対する差別について	「障害のある人を助けましょう」という内容	障害のある人の人権に関する条約や法律	無回答	
学習経験	低群	33.5%	39.9%	11.5%	12.4%	51.7%	32.4%	23.2%	12.8%	0.5%	547
	高群	37.0%	53.7%	32.4%	30.5%	65.7%	56.7%	34.5%	34.1%	0.4%	789
	合計	35.6%	48.1%	23.9%	23.1%	60.0%	46.7%	29.9%	25.4%	0.4%	1336
当事者性・関係性	なし	30.6%	44.6%	21.6%	19.7%	52.8%	44.9%	22.9%	23.7%	0.6%	523
	あり	38.9%	50.3%	25.1%	25.3%	64.6%	48.0%	34.4%	26.6%	0.2%	805
	合計	35.6%	48.0%	23.7%	23.1%	59.9%	46.8%	29.9%	25.5%	0.4%	1328

表 6 は、回答者の学習経験カテゴリー別に知識の合計得点から平均値を示している。「学習経験」変数については、「はっきり覚えていない」「受けたことはない」を除く 4 つの項目（問 1）の合計得点を 4 等分し、低群・中低群・中高群・高群とカテゴリー化した変数を用いる。「知識」変数については、障害のある人々に関連する言葉について内容を知っているかどうかを尋ねる 10 の項目（問 7）に該当すれば各 1 点、該当しなければ各 0 点と得点化した。無回答は欠損値扱いとしている。学習経験が多いほど知識を有していることが分かる。また身近に障害のある人が存在するほうが知識を有していることが分かる。

表 6 学習経験と知識の関連性 (F = 23.950, p < 0.01)
及び当事者性・関係性と知識の関連性 (F = 15.651, p < 0.01)

学習経験	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
					下限	上限		
低 群	248	5.24	1.839	0.117	5.01	5.47	1	10
中低群	545	5.67	1.661	0.071	5.53	5.81	1	10
中高群	504	5.99	1.640	0.073	5.85	6.14	1	10
高 群	283	6.39	1.675	0.100	6.20	6.59	1	10
合 計	1580	5.83	1.722	0.043	5.75	5.92	1	10

当事者性・関係性	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
					下限	上限		
な し	650	5.62	1.828	0.072	5.48	5.76	1	10
あ る	952	5.97	1.648	0.053	5.86	6.07	1	10
合 計	1602	5.82	1.731	0.043	5.74	5.91	1	10

表 7 は、学習経験と当事者性・関係性の関連を示す。学習経験が多い人のほうが身近に障害のある人がいると回答していることが分かる。

表 7 学習経験と当事者性・関係性の関連性

学習経験	低 群	度 数	当事者性・関係性		合 計
			な し	あ る	
学習経験	低 群	度 数	118	131	249
			47.4%	52.6%	100.0%
学習経験	中低群	度 数	231	312	543
			42.5%	57.5%	100.0%
学習経験	中高群	度 数	182	321	503
			36.2%	63.8%	100.0%
学習経験	高 群	度 数	110	172	282
			39.0%	61.0%	100.0%
合 計		度 数	641	936	1577
			40.6%	59.4%	100.0%

学習経験が多いほうが、障害のある人と身近な関係性を持つほうが、障害のある人々に関連する知識を有していることが示された。また学習経験の多い回答者、高校や大学で学習をした回答者のほうが、「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別について」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」といった項目について学習したと回答している。さらに、「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別について」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」の項目に正の相関が認められることから、「障害者問題についての学習」が人権教育として位置づけられていると推察される。なぜなら、歴史、差別の実態、当事者による差別撤廃運動、人権に関する条約や法律といった教育が関連づけて実施されていると

考えられるからである。

身近に障害のある人が存在するほうが、「障害のある人を助けましょう」という内容の学習や車いす・アイマスクなどの体験学習を受けたと回答する割合が高くなっていることから、障害のある人と身近な関係性を有する人のほうにそれら学習内容が印象に残っていると推察される。これら学習内容が障害のある当事者や障害のある人が身近に存在する人にどのような影響を与えているのか、今後考察が必要であろう。

学習経験が多い人のほうが身近に障害のある人がいると回答していることも示された。「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別について」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」といった内容の人権教育を通じて障害のある人と障害のない人の具体的な関係性を構築することが求められる。その具体的な関係性で対話と議論を重ねながら、障害のある人たちがどのような社会実態のなかでその社会を変えるための取り組みを進めてきたのか、社会実態に対する歴史的な運動の成果としての条約や法律を含めいかに社会を変えてきたのか、それら歴史、実態、運動、法制度を具体的な関係性のなかで学ぶ人権教育が求められる。

3.2 差別の現実認識について

表 8 は学習経験（問 1）、当事者性・関係性（問 6）、知識（問 7）、差別の現実認識（問 11）の相関を示し、相関係数が 0.2 以上のものに網かけをしている。「差別の現実認識」変数は、「あなたは、日本社会のどのような場面において、障害を理由とする差別があると思いますか」という問いで設けた 14 の項目について選択していれば各 1 点、選択していなければ各 0 点と得点化し合計した。「差別はない」は 0 点とした。無回答は欠損値扱いとしている。

学習経験が多いほうが知識を有することは上述したとおりである。表 8 からは知識が多いほうが障害を理由とする差別の現実を認識している可能性が認められる。学習経験や当事者性・関係性と差別の現実認識の相関は微弱である。

表 8 学習経験、当事者性・関係性、知識、差別の現実認識の相関

	学習経験	当事者性・関係性	知識
当事者性・関係性	.107**		
知識	.209**	.161**	
差別の現実認識	.170**	.126**	.337**

**p < 0.01 *p < 0.05

表 9 は、表 8 で弱い正の相関を示した知識と差別の現実認識の関連をさらに詳しく見るために項目別の相関を示した。加えて、学習内容と差別の現実認識の関連についても項目別の相関を示している。差別の現実認識得点を 4 等分し、低群・中低群・中高群・高群とカテゴリー化した変数を用いる。低群と高群の間に 5 ポイント以上の差があるものに網かけをしている。学習内容の低群と高群の間で網かけをしたものはすべて 10 ポイント以上の差を示した。とくに「障害のある人の人権に関する条約や法律」については 20 ポイントの差が認められた。知識については、障害者差別解消法、障害者の法定雇用率、合理的配慮の 3 項目で 10 ポイント以上の差が示された。

表 9 学習内容及び知識と差別の現実認識の関連

		差別の現実認識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学習内容	障害のある人との交流学习	23.2%	25.8%	24.5%	26.4%	469
	障害のある人の話を聞いた	21.7%	29.2%	23.5%	25.7%	631
	障害者問題の歴史	18.8%	28.0%	23.6%	29.6%	314
	障害のある人の差別撤廃運動	17.3%	29.1%	25.8%	27.8%	306
	車いす・アイマスクなどの体験学習	19.7%	30.3%	25.7%	24.3%	791
	障害のある人に対する差別について	16.7%	29.3%	27.0%	27.0%	618
	「障害のある人を助けましょう」という内容	17.1%	28.3%	25.5%	29.1%	392
	障害のある人の人権に関する条約や法律	13.1%	28.4%	25.4%	33.1%	335
	無回答	33.3%	16.7%	0.0%	50.0%	6
合 計		23.3%	29.8%	23.6%	23.2%	1321
		差別の現実認識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
知 識	バリアフリー	23.7%	29.6%	23.6%	23.2%	1516
	ユニバーサルデザイン	22.1%	29.2%	24.7%	23.9%	1419
	ノーマライゼーション	20.4%	26.4%	25.3%	27.9%	663
	インクルーシブ教育	34.2%	15.8%	13.2%	36.8%	76
	障害者差別解消法	18.6%	23.1%	23.6%	34.7%	360
	点字	22.4%	30.0%	24.1%	23.5%	1499
	手話	22.7%	29.5%	24.2%	23.6%	1480
	パラリンピック	22.1%	30.1%	24.2%	23.6%	1476
	障害者の法定雇用率	14.7%	29.9%	25.3%	30.1%	495
	合理的配慮	19.6%	23.0%	24.1%	33.3%	291
	無回答	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	3
	合 計		25.5%	29.2%	22.9%	22.3%

上記から、障害のある人の差別に関する現実認識には学習経験の有無が有効かどうかということ以上に、その内容が問われると考えられる。差別の現実認識については、「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「障害のある人の差別について」、「『障害のある人を助けましょう』という内容」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」といった内容が有効である可能性がある。また、「ノーマライゼーション」、「障害者差別解消法」、「障害者の法定雇用率」、「合理的配慮」に関する知識も有効である可能性が高い。差別の現実認識を高めるために障害者差別解消法を人権教育のなかに組み込む必要性を本結果は提示していると言えるだろう。

3.3 共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解について

共生意識を問う設問群 7 つ（問 2 の 6 項目と問 13 (3) の 1 項目）、社会モデル意識を問う設問群 4 つ（問 3）、合理的配慮理解を問う設問群 4 つ（問 13 の (3) を除く 4 項目）についてそれぞれ、「そう思う」5 点、「どちらかと言えばそう思う」4 点、「どちらとも言えない」3 点、「ど

「ちらかと言えそう思わない」2点、「そう思わない」1点、無回答は欠損値扱いとし合計した。以後、この合計得点を「共生意識」、「社会モデル意識」、「合理的配慮理解」の変数として用いるか、それぞれの合計得点を4等分し低群・中低群・中高群・高群とカテゴリー化した変数を用いる。

表10は、学習経験別に共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解のそれぞれの合計得点から平均値を示す。学習経験が多いほど共生意識と合理的配慮理解を高める効果があると推察される。社会モデル意識については有意な差が認められなかった。

表10 学習経験と意識の関連

(共生意識 $F = 17.733, p < 0.01$ 、社会モデル意識 $F = 1.714, p = 0.162$ 、合理的配慮理解 $F = 6.794, p < 0.01$)

	学習経験	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の95%信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
共生意識	低群	243	24.78	3.963	0.254	24.28	25.28	10	35
	中低群	536	25.93	3.819	0.165	25.61	26.26	13	35
	中高群	495	26.40	3.330	0.150	26.11	26.70	11	35
	高群	271	27.02	3.671	0.223	26.58	27.46	15	35
	合計	1545	26.09	3.726	0.095	25.91	26.28	10	35
社会モデル意識	低群	245	10.82	2.338	0.149	10.53	11.11	4	20
	中低群	543	10.90	2.487	0.107	10.69	11.11	4	20
	中高群	503	11.15	2.173	0.097	10.95	11.34	4	20
	高群	282	11.12	2.325	0.138	10.84	11.39	4	17
	合計	1573	11.00	2.340	0.059	10.89	11.12	4	20
合理的配慮理解	低群	248	12.11	2.484	0.158	11.80	12.42	4	20
	中低群	545	12.41	2.343	0.100	12.22	12.61	4	20
	中高群	497	12.52	2.222	0.100	12.32	12.71	6	20
	高群	277	13.00	2.388	0.143	12.72	13.28	4	19
	合計	1567	12.50	2.349	0.059	12.39	12.62	4	20

表11は、学習内容と共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解の関連を示している。低群と高群の間に5ポイント以上の差がある項目に網かけをした。共生意識には多様な学習内容が効果を及ぼすと考えられる一方、障害のある人との交流学习や障害のある人の話を聞くのみでは効果が限定的であることが表11から推察される。社会モデル意識には、障害のある人の人権に関する条約や法律が影響を及ぼすと考えられる。一方、合理的配慮理解に関しては学習内容が合理的配慮理解に負の効果を及ぼす可能性を示した。

表 11 学習内容と意識の関連

		共生意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学習内容	障害のある人との交流学习	26.6%	22.9%	21.0%	29.6%	463
	障害のある人の話を聞いた	22.5%	26.2%	24.1%	27.2%	622
	障害者問題の歴史	21.5%	28.0%	17.7%	32.8%	311
	障害のある人の差別撤廃運動	16.6%	27.9%	20.9%	34.6%	301
	車いす・アイマスクなどの体験学習	19.2%	26.1%	22.3%	32.5%	782
	障害のある人に対する差別について	16.2%	27.5%	22.0%	34.3%	610
	「障害のある人を助けましょう」という内容	17.5%	27.2%	21.9%	33.4%	389
	障害のある人の人権に関する条約や法律	15.2%	26.1%	20.3%	38.5%	330
	無回答	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	6
	合 計	22.2%	27.3%	21.5%	29.0%	1302
		社会モデル意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学習内容	障害のある人との交流学习	23.3%	28.6%	24.2%	23.9%	472
	障害のある人の話を聞いた	24.6%	29.6%	22.4%	23.4%	638
	障害者問題の歴史	22.5%	32.0%	19.6%	25.9%	316
	障害のある人の差別撤廃運動	24.8%	33.7%	20.9%	20.6%	306
	車いす・アイマスクなどの体験学習	21.8%	32.5%	21.9%	23.9%	795
	障害のある人に対する差別について	22.0%	33.3%	21.2%	23.6%	619
	「障害のある人を助けましょう」という内容	23.5%	30.6%	21.5%	24.5%	396
	障害のある人の人権に関する条約や法律	16.6%	34.3%	22.2%	26.9%	338
	無回答	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	6
	合 計	23.3%	30.9%	22.7%	23.0%	1328
		合理的配慮理解				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学習内容	障害のある人との交流学习	27.1%	23.1%	29.9%	19.9%	468
	障害のある人の話を聞いた	28.3%	20.9%	30.1%	20.7%	632
	障害者問題の歴史	28.3%	17.5%	32.1%	22.2%	315
	障害のある人の差別撤廃運動	24.8%	21.6%	28.4%	25.2%	306
	車いす・アイマスクなどの体験学習	28.6%	19.6%	29.1%	22.8%	791
	障害のある人に対する差別について	27.8%	17.2%	30.9%	24.1%	618
	「障害のある人を助けましょう」という内容	26.8%	18.7%	32.4%	22.0%	395
	障害のある人の人権に関する条約や法律	24.0%	17.4%	32.9%	25.7%	334
	無回答	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	6
	合 計	28.9%	21.2%	29.8%	20.1%	1319

表 12 は、知識と意識の関連を示している。低群と高群の間に 5 ポイント以上の差がある項目に網かけをした。共生意識には多様な知識が効果を及ぼすと考えられ、特に、障害者差別解消法、障害者の法定雇用率、合理的配慮については 10 ポイント以上の差があり、これらに関する知識が共生意識に有効であると考えられる。社会モデル意識については、インクルーシブ教育に関する知識を有している人のほうに社会モデル意識が低いことが示された。合理的配慮理解については、知識が合理的配慮理解に負の効果をもたらし得る可能性を示した。

表 12 知識と意識の関連

		共生意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
内容について知っている言葉	バリアフリー	23.1%	28.1%	21.0%	27.8%	1493
	ユニバーサルデザイン	22.5%	28.0%	21.1%	28.4%	1396
	ノーマライゼーション	19.8%	29.9%	20.8%	29.5%	655
	インクルーシブ教育	21.1%	18.4%	32.9%	27.6%	76
	障害者差別解消法	17.9%	21.6%	22.7%	37.8%	357
	点 字	23.3%	27.8%	20.9%	28.0%	1476
	手 話	23.2%	27.9%	20.9%	28.0%	1455
	パラリンピック	22.2%	28.0%	21.4%	28.4%	1452
	障害者の法定雇用率	19.5%	25.7%	20.9%	33.9%	487
	合理的配慮	22.4%	23.4%	21.3%	32.9%	286
	無回答	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	3
	合 計	24.8%	27.5%	20.4%	27.2%	1571
		社会モデル意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
内容について知っている言葉	バリアフリー	23.0%	31.3%	23.0%	22.7%	1523
	ユニバーサルデザイン	22.5%	32.0%	23.4%	22.2%	1425
	ノーマライゼーション	20.8%	34.6%	22.5%	22.0%	667
	インクルーシブ教育	26.0%	26.0%	29.9%	18.2%	77
	障害者差別解消法	19.1%	33.0%	23.0%	24.9%	361
	点 字	22.7%	32.0%	22.6%	22.7%	1504
	手 話	22.8%	32.1%	22.7%	22.5%	1482
	パラリンピック	23.0%	31.5%	22.6%	22.9%	1480
	障害者の法定雇用率	19.6%	32.5%	23.0%	24.8%	499
	合理的配慮	21.7%	30.7%	24.1%	23.4%	290
	無回答	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	6
	合 計	23.3%	31.4%	23.1%	22.2%	1603
		合理的配慮理解				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
内容について知っている言葉	バリアフリー	29.9%	21.5%	28.9%	19.7%	1516
	ユニバーサルデザイン	30.5%	21.3%	28.7%	19.5%	1417
	ノーマライゼーション	29.7%	20.9%	29.0%	20.4%	661
	インクルーシブ教育	23.4%	15.6%	36.4%	24.7%	77
	障害者差別解消法	25.8%	20.6%	27.8%	25.8%	360
	点 字	30.3%	21.6%	28.6%	19.5%	1498
	手 話	30.0%	21.8%	28.6%	19.7%	1478
	パラリンピック	30.0%	21.4%	29.2%	19.5%	1475
	障害者の法定雇用率	26.6%	18.3%	30.6%	24.5%	497
	合理的配慮	22.9%	21.2%	31.3%	24.7%	288
	無回答	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	3
	合 計	29.9%	22.0%	28.8%	19.3%	1594

表 13 は、当事者性・関係性と意識の関連を示している。低群と高群の間に 5 ポイント以上の差がある項目に網かけをした。度数の少ないものにも網かけをしているが注意を要するため分析は行わない。家族・親族、高校までの友人、隣近所に何らかの障害のある人がいる回答者のほうが高い共生意識を示し、また家族・親族に障害のある人がいると社会モデル意識を高める可能性があるかと推察できる。一方、高校までの友人に障害のある人がいるほうが合理的配慮理解は低い結果が示された。障害のある人が身近にいるかどうか分からない人は共生意識が低く、身近にいたことがなかったり身近にいるかどうか分からなかったりする人は合理的配慮理解が低いという結果となった。

表 13 当事者性・関係性と意識の関連

		共生意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
身近に何らかの障害のある人がいるか	自分自身	25.0%	15.6%	18.8%	40.6%	32
	家族、親族	20.5%	21.0%	21.4%	37.1%	229
	高校までの友人	19.8%	27.8%	21.1%	31.3%	521
	大学の友人やサークル仲間	22.6%	16.1%	19.4%	41.9%	31
	ボランティア活動先	7.1%	21.4%	28.6%	42.9%	14
	アルバイト先	32.4%	18.9%	10.8%	37.8%	37
	隣近所	20.2%	24.9%	24.4%	30.6%	193
	その他	23.0%	33.8%	21.6%	21.6%	148
	身近にいたことはない	25.7%	27.3%	21.4%	25.7%	421
	わからない	39.0%	26.5%	16.1%	18.4%	223
	無回答	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	6
	合 計		24.8%	27.5%	20.4%	27.2%
		社会モデル意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
身近に何らかの障害のある人がいるか	自分自身	25.0%	31.3%	21.9%	21.9%	32
	家族、親族	18.6%	30.9%	23.7%	26.7%	236
	高校までの友人	24.6%	33.8%	21.6%	20.0%	529
	大学の友人やサークル仲間	16.7%	30.0%	20.0%	33.3%	30
	ボランティア活動先	14.3%	42.9%	21.4%	21.4%	14
	アルバイト先	27.0%	32.4%	27.0%	13.5%	37
	隣近所	21.7%	31.3%	24.7%	22.2%	198
	その他	23.3%	28.0%	20.7%	28.0%	150
	身近にいたことはない	23.5%	30.5%	22.1%	23.8%	429
	わからない	23.7%	31.1%	25.9%	19.3%	228
	無回答	22.2%	22.2%	33.3%	22.2%	9
	合 計		23.3%	31.4%	23.1%	22.2%
		合理的配慮理解				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
身近に何らかの障害のある人がいるか	自分自身	15.6%	12.5%	28.1%	43.8%	32
	家族、親族	26.5%	18.8%	31.6%	23.1%	234
	高校までの友人	31.7%	20.9%	25.8%	21.6%	527
	大学の友人やサークル仲間	25.8%	12.9%	19.4%	41.9%	31
	ボランティア活動先	28.6%	14.3%	21.4%	35.7%	14
	アルバイト先	21.6%	18.9%	24.3%	35.1%	37
	隣近所	24.9%	22.3%	29.9%	22.8%	197
	その他	29.9%	24.5%	26.5%	19.0%	147
	身近にいたことはない	31.3%	21.3%	30.8%	16.6%	428
	わからない	33.5%	26.4%	26.4%	13.7%	227
	無回答	16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	6
	合 計		29.9%	22.0%	28.8%	19.3%

表 14 は、差別の現実認識別に共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解のそれぞれの合計得点から平均値を示す。差別の現実を認識しているほど共生意識と合理的配慮理解を高める効果があると推察される。社会モデル意識については有意な差が認められなかった。

表 14 差別の現実認識と意識の関連

(共生意識 $F = 17.652, p < 0.01$ 、社会モデル意識 $F = 0.076, p = 0.973$ 、合理的配慮理解 $F = 4.531, p < 0.01$)

	差別の 現実認識	度 数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下 限	上 限		
共生意識	低 群	394	25.12	3.892	0.196	24.74	25.51	10	35
	中低群	458	26.12	3.587	0.168	25.79	26.45	15	35
	中高群	357	26.17	3.505	0.186	25.81	26.54	13	34
	高 群	351	27.07	3.600	0.192	26.69	27.45	13	35
	合 計	1560	26.09	3.709	0.094	25.91	26.28	10	35
社会モデル意識	低 群	402	11.01	2.615	0.130	10.75	11.26	4	20
	中低群	464	11.01	2.284	0.106	10.80	11.22	4	20
	中高群	364	10.97	2.341	0.123	10.73	11.21	4	18
	高 群	355	11.05	2.137	0.113	10.83	11.28	4	18
	合 計	1585	11.01	2.352	0.059	10.89	11.13	4	20
合理的配慮理解	低 群	401	12.29	2.254	0.113	12.07	12.51	5	18
	中低群	464	12.55	2.264	0.105	12.35	12.76	4	20
	中高群	364	12.35	2.374	0.124	12.10	12.59	4	18
	高 群	355	12.86	2.458	0.130	12.60	13.12	4	20
	合 計	1584	12.51	2.339	0.059	12.39	12.62	4	20

以上から、学習経験、多様な学習内容、知識、当事者性・関係性、差別の現実認識は、共生意識を高める可能性が示された。一方、社会モデル意識と合理的配慮理解を高めるために有効な学習内容を検討する必要性を分析結果は示している。

3.4 態度・行動について

最後に、知識・意識と態度・行動の関連を確認するために2つの設問への回答結果を取り上げる。1つは忌避意識である。「忌避意識」変数は、回答者が新たに部屋を賃借することを想定した場合、家賃や立地条件が希望にあっても避けるかどうか5件法で回答を求める問い（問4）に設けた12の項目についてそれぞれ、「避けると思う」5点、「どちらかと言えば避けると思う」4点、「どちらとも言えない」3点、「どちらかと言えば避けないと思う」2点、「まったく気にしない」1点、無回答は欠損値扱いとし合計した。もう1つは大学における障害学生支援として回答者にできることである。「大学における障害学生支援として、あなたは何かができますか」という問い（問10）に設けた9つの項目について選択していれば各1点、選択していなければ各0点と得点化し合計した。「何もしようと思わない」は0点とした。無回答は欠損値扱いとしている。

表15は、学習経験、学習内容、知識、当事者性・関係性と忌避意識の関連を示している。低群と高群の間に5ポイント以上の差が示された項目に網かけをしている。度数が少ないものは注意を要するため分析を行わない。表15から次の可能性を指摘できる。

- 障害者問題について学習したかどうか覚えていない人、障害のある人が身近にいたことはない人、障害のある人が身近にいるか分からない人は、忌避意識が高い。
- 大学での学習経験が忌避意識を低下させる。
- 学習内容のうち、「障害者問題の歴史」、「障害のある人の差別撤廃運動」、「車いす・アイマスクなどの体験学習」、「障害のある人の差別について」、「『障害のある人を助けましょう』という内容」、「障害のある人の人権に関する条約や法律」といった学習が忌避意識を低下させる。
- 知識のうち、「インクルーシブ教育」、「障害者差別解消法」、「障害者の法定雇用率」、「合理的

配慮」に関する知識は忌避意識を低下させる。

- 家族・親族、高校までの友人に障害のある人がいると忌避意識を低下させる。

表 15 学習経験、学習内容、知識、当事者性・関係性と忌避意識の関連性

		忌避意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学校・地域での学習 経験	小学校・中学校	25.5%	26.5%	24.6%	23.4%	1186
	高 校	26.3%	26.0%	24.2%	23.5%	735
	大 学	30.0%	28.3%	18.4%	23.2%	353
	一般市民対象講座	45.5%	31.8%	13.6%	9.1%	22
	覚えていない	17.3%	26.4%	28.9%	27.4%	197
	受けたことはない	15.6%	6.7%	37.8%	40.0%	45
	無回答	20.0%	23.3%	40.0%	16.7%	30
	合 計	24.3%	25.6%	25.8%	24.4%	1526
		忌避意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
学習内容	障害のある人との交流学习	27.4%	23.5%	23.5%	25.6%	446
	障害のある人の話を聞いた	26.9%	25.9%	22.7%	24.5%	613
	障害者問題の歴史	32.0%	26.7%	21.7%	19.7%	300
	障害のある人の差別撤廃運動	30.3%	25.9%	22.8%	21.1%	294
	車いす・アイマスクなどの体験学習	29.1%	27.1%	23.0%	20.8%	756
	障害のある人に対する差別について	28.4%	29.7%	23.0%	18.9%	592
	「障害のある人を助けましょう」という内容	29.8%	25.1%	25.6%	19.5%	379
	障害のある人の人権に関する条約や法律	30.9%	23.9%	26.0%	19.3%	327
	無回答	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	6
合 計	25.8%	26.3%	24.5%	23.4%	1266	
		忌避意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
内容について知って いる言葉	バリアフリー	25.0%	26.2%	25.0%	23.8%	1449
	ユニバーサルデザイン	24.9%	26.3%	24.7%	24.2%	1362
	ノーマライゼーション	27.2%	25.2%	24.1%	23.6%	640
	インクルーシブ教育	33.8%	14.9%	25.7%	25.7%	74
	障害者差別解消法	28.4%	29.0%	22.6%	19.9%	341
	点 字	24.9%	26.2%	25.4%	23.5%	1432
	手 話	24.9%	26.1%	25.6%	23.4%	1417
	パラリンピック	25.0%	26.2%	25.0%	23.7%	1410
	障害者の法定雇用率	31.7%	25.6%	22.7%	20.0%	476
	合理的配慮	29.5%	27.7%	21.6%	21.2%	278
	無回答	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	6
	合 計	24.3%	25.6%	25.8%	24.4%	1526
		忌避意識				
		低 群	中低群	中高群	高 群	合計 (n)
身近に何らかの障害 のある人がいるか	自分自身	23.3%	30.0%	10.0%	36.7%	30
	家族、親族	30.0%	27.3%	21.6%	21.1%	227
	高校までの友人	29.6%	25.9%	23.3%	21.1%	506
	大学の友人やサークル仲間	35.7%	35.7%	7.1%	21.4%	28
	ボランティア活動先	53.8%	23.1%	15.4%	7.7%	13
	アルバイト先	20.0%	28.6%	28.6%	22.9%	35
	隣近所	32.1%	24.2%	24.2%	19.5%	190
	その他	22.5%	23.2%	30.4%	23.9%	138
	身近にいたことはない	20.9%	25.6%	26.0%	27.5%	407
	わからない	16.8%	22.9%	32.2%	28.0%	214
	無回答	12.5%	0.0%	62.5%	25.0%	8
	合 計	24.3%	25.6%	25.8%	24.4%	1526

表 16 は、差別の現実認識、共生意識、社会モデル意識、合理的配慮理解と忌避意識の相関を示す。共生意識と忌避意識の間に弱い負の相関が認められることから、共生意識が忌避意識を低下させると考えられる。共生意識の各項目と忌避意識の相関を示したものが表 17 である。「企業は利潤が第一、障害のある人の雇用が進まなくても仕方がない」及び「障害があるという理由で、賃貸住宅への入居を断られるのは仕方がない」の 2 項目が忌避意識と正の相関を示す。

表 16 忌避意識と各変数の相関

	差別の現実認識	共生意識	社会モデル意識	合理的配慮理解
忌避意識	-0.080**	-.323**	-.168**	-.159**

**p < 0.01 *p < 0.05

表 17 共生意識と忌避意識の相関

	忌避意識
障害のある人が地域で、障害のない人とともに生活するのはあたりまえである	-.163**
障害のある子とない子が同じクラスで学ぶほうがよい	-.075**
企業は利潤が第一、障害のある人の雇用が進まなくても仕方がない	.243**
障害のある子どもは専門的な教育を行う特別支援学校で学ぶほうがよい	.183**
障害ある人とない人が同じ職場で働くために必要とされる配慮や工夫を行うよう、企業に求められるのはあたりまえである	-.167**
障害があるという理由で、賃貸住宅への入居を断られるのは仕方がない	.280**
障害者が暮らしやすい社会は健常者も暮らしやすい社会である	-.172**

**p < 0.01 *p < 0.05

表 18 は、本稿の分析で取り上げた各変数と大学における障害学生支援への意欲の関連を示している。低群と高群の間に 5 ポイント以上の差が示され、かつ低群→中低群→中高群→高群の順に割合が高くなる項目に矢印を付した。当事者性・関係性との関連については、「なし」と「あり」の間に 5 ポイント以上の差が示された項目に矢印を付した。

2013 年度調査では、「あなたは大学における障害学生支援として何が重要だと思いますか」と尋ねた（問 11）。2019 年度調査では、「大学における障害学生支援として、あなたは何かができると思いますか」と尋ねている（問 10）。この設問により回答者自身の支援に対する行動意欲を把握することができる。

学習経験、知識、差別の現実認識、共生意識、合理的配慮理解について、それらの低群のほうが「何もしようと思わない」の割合が高くなっている。また当事者性・関係性がないほうが「何もしようと思わない」の割合が高くなっている。とくに、知識、差別の現実認識、共生意識が、大学における障害学生支援に対し学生の行動喚起を促す可能性を有していることが示された。社会モデル意識については行動につながる関連性を認められない。

表 18 各変数と障害学生支援の関連

大学における障害学生支援としてあなたは何かできると思うか																										
		障 訳 な ど 情 報 保 通	ノ バ ト コ ン テ イ キ	ど 移 動 支 援 な し	車 椅子 介 助 な し	に 手 話 サ ー ク ル	ち サ ー ク ル の 加 立 ア	ボ ラ ン テ ィ ア 支 援	障 害 学 生 支 援	の 交 流 イ ベ ン ト 運 営	の 企 画 ・ 連 帯	の ジ ュ ー ル 管 理	講 義 室 の 確 認	講 義 室 の 確 認	の 食 事 介 助 な ど	食 事 介 助 な ど	す る 活 動 に 参 加	地 域 の 障 害 者 に 参 加	学 内 に 限 ら ず	的 に つ く る	障 害 者 と の 積 極 か ず	学 内 に 限 ら ず	思 わ な い よ う と	何 も し よ う と	無 回 答	合 計 (<i>n</i>)
学習経験	低 群	25.7%	49.8%	16.9%	14.1%	17.3%	13.3%	8.8%	12.9%	20.1%	22.5%	2.0%	249													
	中低群	28.9%	56.9%	18.6%	14.4%	20.5%	15.7%	10.6%	17.2%	20.1%	14.4%	1.1%	547													
	中高群	31.9%	61.6%	21.0%	17.8%	27.3%	22.6%	12.9%	22.4%	21.8%	12.9%	1.2%	505													
	高 群	42.6%	66.5%	27.1%	20.1%	26.1%	20.4%	14.4%	21.1%	20.4%	10.9%	2.5%	284													
	合 計	31.8%	59.0%	20.6%	16.5%	23.2%	18.4%	11.7%	18.9%	20.7%	14.6%	1.5%	1585													
知識	低 群	20.5%	37.1%	13.4%	9.8%	17.4%	10.3%	8.0%	8.5%	12.5%	26.8%	2.2%	224													
	中低群	26.6%	57.2%	17.3%	13.1%	18.0%	15.8%	9.6%	15.8%	18.2%	16.5%	0.9%	467													
	中高群	33.8%	62.5%	22.1%	17.8%	25.3%	17.3%	11.9%	20.0%	20.9%	13.1%	1.5%	411													
	高 群	40.1%	67.8%	25.9%	21.7%	29.2%	25.3%	16.2%	25.5%	26.5%	9.3%	1.4%	506													
	合 計	31.8%	59.1%	20.7%	16.5%	23.3%	18.4%	12.1%	18.9%	20.7%	14.8%	1.4%	1608													
当事者性・ 関係性	な し	27.8%	55.7%	17.5%	14.7%	21.5%	15.6%	9.7%	15.5%	16.4%	18.3%	1.1%	652													
	あ り	34.6%	61.4%	22.8%	17.5%	24.7%	20.4%	13.6%	21.4%	23.7%	12.5%	1.4%	953													
	合 計	31.8%	59.1%	20.6%	16.4%	23.4%	18.4%	12.0%	19.0%	20.7%	14.8%	1.2%	1605													
差別の現実 認識	低 群	18.7%	37.6%	15.7%	11.3%	14.7%	8.6%	8.4%	9.8%	17.0%	24.1%	1.7%	407													
	中低群	29.2%	61.6%	20.2%	15.7%	24.7%	16.7%	11.8%	20.6%	20.2%	11.6%	0.6%	466													
	中高群	40.0%	69.0%	23.0%	18.9%	22.2%	21.4%	13.2%	22.2%	20.5%	12.1%	0.8%	365													
	高 群	42.4%	71.1%	25.3%	21.1%	32.6%	28.4%	15.4%	24.4%	26.1%	10.4%	1.1%	356													
	合 計	31.9%	59.3%	20.8%	16.5%	23.3%	18.3%	12.0%	19.1%	20.8%	14.6%	1.1%	1594													
共生意識	低 群	20.0%	37.9%	13.8%	10.5%	16.7%	11.8%	7.2%	10.0%	12.6%	32.3%	1.3%	390													
	中低群	32.4%	59.5%	18.8%	17.8%	22.9%	19.4%	13.4%	19.0%	20.1%	13.4%	1.2%	432													
	中高群	32.4%	65.1%	21.8%	16.2%	24.9%	19.3%	15.0%	19.9%	20.9%	9.7%	0.6%	321													
	高 群	42.1%	72.4%	27.3%	20.6%	28.5%	22.9%	12.6%	26.4%	28.5%	4.7%	1.2%	428													
	合 計	32.0%	58.8%	20.5%	16.4%	23.3%	18.5%	12.0%	19.0%	20.7%	15.0%	1.1%	1571													
社会モデル 意識	低 群	28.7%	53.4%	20.6%	16.4%	23.3%	18.0%	11.3%	17.2%	19.3%	16.4%	1.1%	373													
	中低群	31.0%	62.7%	22.4%	16.5%	24.6%	19.2%	11.9%	19.4%	21.2%	14.7%	1.2%	504													
	中高群	33.5%	58.1%	20.5%	16.2%	20.8%	15.4%	11.9%	18.1%	21.4%	16.5%	1.9%	370													
	高 群	34.3%	60.1%	17.7%	15.7%	23.6%	20.8%	12.6%	20.2%	19.9%	12.1%	1.7%	356													
	合 計	31.8%	58.9%	20.5%	16.2%	23.2%	18.4%	11.9%	18.8%	20.5%	14.9%	1.4%	1603													
合理的配慮 理解	低 群	26.0%	51.4%	16.1%	12.6%	19.3%	15.5%	11.1%	14.7%	14.0%	23.1%	1.5%	477													
	中低群	27.6%	52.7%	16.0%	16.5%	21.7%	14.0%	9.4%	15.1%	20.8%	17.9%	1.4%	351													
	中高群	37.0%	66.0%	24.8%	20.3%	25.9%	20.3%	12.4%	19.4%	21.1%	9.4%	0.4%	459													
	高 群	38.8%	67.8%	27.4%	17.3%	28.3%	24.4%	16.3%	30.0%	30.6%	6.5%	1.0%	307													
	合 計	32.0%	59.0%	20.8%	16.6%	23.5%	18.3%	12.1%	19.1%	20.8%	14.8%	1.1%	1594													

以上から、学習経験が忌避意識を低下させること、インクルーシブ教育、障害者差別解消法、障害者の法定雇用率、合理的配慮に関する知識が忌避意識の低下に有効であることが示された。家族や親族、高校までの友人といった身近な関係性も忌避意識の低下に影響を与えている。

忌避意識は、差別される側に差別の原因を見出し差別する側の論理を肯定する価値観と関連していることが示された。企業や不動産による差別とその結果もたらされる不利益を「仕方がない」と是認し、その論理によって障害のある人の働く権利や居住の権利が剥奪されることを肯定する価値観が忌避意識と関連していると言える。これら価値観に向き合う人権教育、インクルーシブ教育が重要である。障害者差別解消法の学習は、法律を制定させた障害者運動がまさにこの価値観との闘いのなかで展開されてきたことを学ぶ必要がある。それは、学習者のみならず教育者が当然視し差別に加担してきた価値観でもあるため、教育者が自らの価値観と向き合う教育の必要性を提起するものでもある。

学習経験、知識、当事者性・関係性、差別の現実認識、共生意識、合理的配慮理解は、学生の障害者支援に対する行動への意欲を喚起する。学生の声に応えて行動につながる条件と環境整備をする人権教育が本学において求められる。

4. おわりに

2016年の障害者差別解消法施行が2019年度時点で本学に在籍する学生の意識にいかなる影響を与えているか、また学生が受けてきた学習内容にどれほど反映されていたか、次回の調査も含め長期的な経年変化を継続していく必要がある。今後の課題を一部ではあるが本調査から見出すことができた。

高校での障害者問題に関する学習経験の割合が上昇し、学習内容も各項目を経験した割合は前回調査より上昇した。障害者差別解消法や合理的配慮に関する認知度の上昇も法の影響を推察できる。しかし学習経験や知識の増加に比べると、障害のある当事者との具体的な関係性が生まれているとは言えない。またインクルーシブ教育に関する認知度の低さも課題である。「障害のある子とない子が同じクラスで学ぶほうがよい」という考えに賛同する意識が高くなっている一方、「障害のある子どもは専門的な教育を行う特別支援学校で学ぶほうがよい」という考えに賛同する意識も高くなっている。その背景には、具体的な関係性を持たないがゆえに、どのような意見を持ってよいのか分からないという現状があるのではないだろうか。本調査は学習経験が多いほど身近に障害のある人が存在することを示した。この状況をさらに広めていくことがインクルーシブ教育の認知度を高めると考えられる。教育と社会モデル、学校と合理的配慮といったテーマについての人権教育がいっそう必要である。

1) 学習経験が多い、2) 障害者問題の歴史、障害者に対する差別、障害のある人の差別撤廃運動、障害のある人の人権に関する条約や法律といった学習を経験している、3) 障害者差別解消法や合理的配慮に関する知識を有する、4) 身近に障害のある人がいる、5) 差別の現実を認識している、これらが共生意識を高める可能性を示した。これまでの障害者問題に関する学習が共生意識を高めるうえでは有効であったと考えられる。今後、社会モデル意識及び合理的配慮理解を高めるための学習内容の検討、インクルーシブ教育と社会モデル、人権教育と合理的配慮といった視点からの学習内容の吟味が求められる。

学習経験、インクルーシブ教育や障害者差別解消法等に関する知識、障害のある人との身近な関

係性が忌避意識を低める一方、「企業は利潤が第一、障害のある人の雇用が進まなくても仕方がない」、「障害があるという理由で、賃貸住宅への入居を断られるのは仕方がない」といった考えが忌避意識と関連することが示された。一方、学習経験、知識、障害のある人との身近な関係性、差別の現実認識、共生意識、合理的配慮理解と行動への意欲の関連も認められた。これら意欲を具体的な行動につなげる関係性構築、インクルーシブ教育、共生、合理的配慮の実現は、忌避意識を低下させるとともに障害学生の支援を推進するうえでの今後の重要な人権教育の課題である。